

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月11日（金）午後1時30分

2. 閉会日時 令和7年4月11日（金）午後2時33分

3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室

4. 出席委員 1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝 11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一
14番 大平 倫生

5. 欠席委員 13番 柏木 彰文

6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主事 前田 大輔
主事 赤井 志央

7. 議事日程 開会

議事録署名委員の指名

議事

報告第12号 農地使用貸借の合意解約について

議案第14号 非農地証明について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可について

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について

その他

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から4月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に、職員人事異動がありましたので、ご報告いたします。事務局より報告願います。

局長 はい。職員人事異動におきまして、農業委員会の業務を兼務していた振興係の古谷主事の兼務が解かれました。それから日置川事務所内の異動により、森主査の兼務を解き、その後任といたしまして前田主事が着任となりましたので、それぞれご挨拶させていただきます。よろしくお願ひいたします。～各自挨拶した。～

なお、古谷主事の後任につきましては 11 月に彼が来た時に地域計画の策定がありましたので、兼任しておりましたが、地域計画の策定が完了しましたので、後任なしで、元の形に戻りましたので、ご理解下さい。また、農林水産課振興係、施設係、富田事務所住民窓口係でも異動がありました。まず振興係は榎本係長が民生課へ異動となり、税務課より高梨係長が後任、森栗主任が教育委員会へ異動となり、観光課より石井主事が後任、亀田主査が総務課へ異動となり、古谷主事が後任、次に施設係は小谷係長が生活環境課へ異動となり、上下水道課より土生係長が後任、那須主任が日置川事務所へ異動となり、建設課より佐藤主査が後任、次に住民窓口係は中本係長が、住民保健課へ異動となり、新規採用の湯川主事が後任、また、秋月副所長が係長を兼務することとなりましたのでそれぞれ出席しているものからご挨拶させていただきます。～各自挨拶した。～

議長 異動される方お疲れ様でした。ありがとうございました。引き続き頑張って下さい。新しい方の皆様、これからよろしくお願いします。それでは、退席お願いします。～職員退席した。～

議長 それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただきております委員さんは、13 番の柏木委員でございます。また、本日は、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・口ヶ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3 番の清水 哲治委員と 9 番の鈴木 隆文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

3 番委員 はい。

9 番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 12 号 農地使用貸借の合意解約について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 12 号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇です。借り手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は借受人の自己都合で、貸付人に申し入れ、双方合意しました。令和 7 年 2 月 28 日解約したものです。

続きまして、議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、

現況地目は田、面積は〇〇m²です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は農地売買のため。令和7年3月25日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第12号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第14号 非農地証明について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第14号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が宅地で、面積は〇〇m²です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は昭和37年に簡易郵便局を建築し、昭和61年、平成16年に居宅を建築して現在に至っておりますとのことです。なお、4月4日に会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第14号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第15号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。3件ございますが、一括して事務局より説明願います。

係長 はい。議案第15号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。はじめに、3件ございますが、この内、議案書の5ページの番号2について、譲受人の〇〇さんより4月3日に取下願が提出されましたので、取り下げさせていただ

き、番号 1 と 3 について、ご審議をお願いいたします。それでは、議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇m²です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇m²です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、農業経営が困難に思い、農業の縮小を考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、農業経営の拡大を計画し、新たな耕作地を探していたことから、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畠、面積は〇〇m²です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇m²です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、居住地が遠方のため維持管理が困難なことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自宅から近く、家族も含め農業をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、取得後、農地を利用すること、機械・労働力・技術などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区ですが、〇〇ですでの、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 15 号の 1 番、3 番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は、台帳、現況ともに畠、面積は合計〇〇m²です。譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、

譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います個人住宅建築のための転用申請です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、遠方に居住しており、管理が困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地を含む土地4筆に居宅を建築したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、管轄する水利組合はありませんが、隣接農地として3筆、関係者3名の農地がありますが、その内2筆、2名の方から同意をいたただけておりません。そのため、4月4日に〇〇会長、〇〇委員委員、〇〇委員、〇〇推進委員に相談させていただき、現地確認をしていただきました。特に北側農地にかかる日照に懸念があることから、同意をいただくようとのご助言をいたただいたところです。その日のうちに、申請者代理人にその旨伝えておりますが、現在のところ、隣接同意はいただけおりません。1名は申請代理人の対応に立腹している。1名は終日不在が多く、会えず、折り返しの連絡もいただけないということです。隣接同意がない場合の取扱いといたしまして、農業委員会の申合せ事項に記載がございます。この場合、申請書を受付後、委員会に上程し、地元委員、隣接委員等で調査委員会を設置し、隣接農地への影響を調査し翌月の農業委員会で調査結果を報告し、審議することとなっております。つきましては、引き続き〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員に調査いただき、来月の農業委員会におきまして本申請についての妥当性をご報告いただき、ご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

つきまして、議案書の8ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、地目は、台帳が田、現況が雑種地、面積は〇〇m²です。譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は、〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います太陽光発電施設用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては、当該農地における収益性の低さから売却を検討しており、隣接地に太陽光発電施設用地としての利用計画があることから、同時に転用を行いたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は隣接する当社所有地と併せて一体的に利用することで広大な敷地となり、日当たりが良く太陽光発電施設敷地として適している。太陽光発電施設を保全、維持管理する土地として利用するため、本申請に至りましたとのことです。また、すでに工事が施工されているので始末書付きの申請となっています。なお、水利組合の同意が添付されています。隣接農地はありません。それから、昨年9月の会議で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、3月4日付けで農用地区域から除外しています。それにより、申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、資力・信用、計画面積の妥当性や土地の利用見込み、転用行為の確実性などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審

議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に調査いただき、来月の農業委員会で本申請の妥当性について報告いただき審議したいと思います。委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第16号の1番につきましては、次回の審議。2番につきましては申請通り承認いたします。続きまして、議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、1番は〇〇委員、5番は〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番、5番以外につきましてご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは農用地利用集積等促進計画案について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。

それでは、議案書の9ページから11ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は11件、29筆で、面積は合計〇〇m²となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年6月1日から10年5ヶ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年6月1日から10年5ヶ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇外4筆で、現況地目は全て畑、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳

で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年6月1日から3年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年6月1日から7年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年6月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。番号8と22ページの番号9につきましては、3月の会議で、保留とさせていただいた件でございます。3月17日に事務局と、〇〇委員、〇〇推進委員で、貸付先の〇〇さんと〇〇さんに面談を行い、今後の農地の管理について確認しましたので、改めてご審議をお願いするものです。それでは、番号8。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年6月1日から5年11カ月間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年6月1日から5年11カ月間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年6月1日から1年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年6月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。2番から4番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 6番、7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 8番、9番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 10番、11番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第17号の2番から4番、6番から11番につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第17号の1番についてご審議いただきたいと思います。○○委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～○○委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第17号の1番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。番号1。申請地は○○外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和7年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いするところですが、本日、欠席でございます。現地については、私も確認してございますが、問題なしと判断しています。他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第17号の1番につきまして、計画の決定を承認いたします。それでは、○○委員に着席してい

ただきます。～〇〇委員、着席した。～

続きまして、議案第 17 号の 5 番についてご審議いただきたいと思います。〇〇 委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇 委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 17 号の 5 番についてご説明いたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇外 4 筆で、現況地目は全て畠、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 6 月 1 日から 2 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は梅栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明を終わりました。5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 17 号の 5 番につきまして、計画の案を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 はい。

～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～

～農業委員会活動助成金の支払いについて、説明した。～

～農地利用最適化補助金にかかる報酬の支払いについて、説明した。～

～JR 等への草刈の要望について、説明した。～

～令和 7 年度農業委員会当初予算について、説明した。～

～クビアカツヤカミキリのチラシの配布について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

〇〇委員 地域計画についてですが、令和 7 年 3 月に策定、公表となっているが、これはどのようにになっておるのか教えて下さい。どこで見れるのかなど。

局長 3 月中に予定通りに策定し、ホームページで公開しています。詳細を事務局で確

認しますので、少しお時間を下さい。

振興係 ～担当者から地域計画について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

○○委員 以前の会議で白浜町がお米を買ってもらう話があったかと思いますが、それで分かつたら教えて欲しいです。

局長 今年度に関しては制度的に運用できるかの調査をします。調査結果を踏まて、来年度以降に運用出来るようであれば、皆様にお声をかけさせて頂きます。

議長 他に何かご意見ございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年5月9日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時33分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行ってています。